

# 日本福祉心理学会 財務委員会 規定

2019年11月26日 制定

## 第1条（目的）

本会は、日本福祉心理学会会則第19条に規定する日本福祉心理学会の会計業務を遂行することを目的とする。

## 第2条（名称）

本会は、日本福祉心理学会財務委員会と称する。

## 第3条（所在地）

本会の所在地は、東京都荒川区西尾久 7-12-16 創文印刷工業株式会社に置く。

## 第4条（会員）

本会の会員は、日本福祉心理学会会則第11条に示す役員規定に基づき選出された財務委員会委員とする。

## 第5条（役員）

本会に次の役員を置く。

代表者（財務委員会委員長） 1名

副代表（財務委員会副委員長） 1名

## 第6条（役員任期）

役員任期は、日本福祉心理学会会則第11条に規定する役員改選年度にあたる会務総会の日から3年とし、再任を妨げないものとする。

## 第7条（代表者）

本会の代表者は、日本福祉心理学会財務委員会委員長として、会を代表し、運営する。副代表は、日本福祉心理学会財務委員会副委員長として、代表を補佐し、代表の欠員の時には代表の職務を遂行する。

## 第8条（運営）

本会は、第1条の目的を達成するため、日本福祉心理学会財務委員会重要事項について審議し、会計業務に必要な活動を行う。

第9条（規定改正）

本規定は、日本福祉心理学会常任理事会の審議を経て、常任理事の2/3以上の賛同をもって改正することができる。

第10条（設立年月日）

2019年11月26日

附則

1. 本会の役員は、次の会員とする  
代表（日本福祉心理学会財務委員会委員長）  
田中 周子  
副代表（日本福祉心理学会財務委員会副委員長）  
杉山 雅宏

この規定は、2019年11月26日から適用する。